

座間市がん患者医療用補整具購入等助成制度Q&A

	質問	回答
1	この制度はどのような制度か。	がん治療に伴う脱毛や乳房の切除などによる外見の変化に対応するため、ウィッグや乳房補整具などを購入またはレンタルした場合に、その費用の一部を助成するものです。
2	医療用補整具とは何を指すのか。	がん治療に伴う脱毛や乳房の切除等に対応するために使用する次の補整具です。 医療用ウィッグ（頭皮保護用ネット、保管容器、ウィッグスタンド、くし、クリーナー等の付属品を含む。） 胸部補整具（人工乳房の保管容器、皮膚保護剤、接着剤、接着除去剤等の付属品を含む。）
3	ウィッグは医療用でなければならぬか。	医療用の限定はありません。
4	ウィッグを自作等する場合の材料費は対象か。	対象です。
5	対象者は誰か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭髪が抜けることを伴うがん治療を受け、若しくは受けたことがある方又は乳房の切除を伴う治療を受けた方 ・ 補整具の購入またはレンタルをした方
6	複数回申請できるのか。	申請は、同一の治療について1回までです。
7	送料は助成の対象か。	対象外です。
8	がん保険の給付費は、購入費用から差し引く必要があるのか。	個人加入のがん保険による給付は、差し引く必要はありません。

座間市がん患者医療用補整具購入等助成制度Q&A

9	<p>交付申請について</p>	<p>交付申請と決定（申請者⇄市健康医療課） 補整具の購入またはレンタルをした日の翌日から起算して1年以内に、座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて及び座間市がん患者医療用補整具購入等助成金請求書（第4号様式）をあわせて提出してください。申請及び請求内容を審査し、市から座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付決定通知書（第2号様式）または座間市がん患者医療用補整具購入等助成金不交付通知書（第3号様式）を郵送します。</p> <p>(1) 助成対象者が当該治療を受けたことを証する診断書、診療明細書、治療方針計画書等の書類 (2) 補整具の購入等に係る領収書 (3) 既に他の公的な制度において、費用の助成金等を受けている場合にあっては、その詳細が分かる書類</p> <p>※申請は窓口または郵送 ※申請書は市HPからダウンロード、窓口設置、郵送対応</p>
10	<p>助成金の支払い</p>	<p>助成金の支払い（申請者⇄市健康医療課） 助成金の交付を決定した場合は、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。</p>
11	<p>交付申請に必要な診断書等について、取得費用の掛からない診療明細書や処方箋でも構わないか。</p>	<p>治療の結果等が確認できるものであれば構いません。</p>
12	<p>レンタルは、継続して複数回申請できるのか。</p>	<p>レンタルをした日の翌日から起算して1年以内に1回の申請となります。レンタル費用を支払った分について、助成率及び上限額から判断し、申請してください。 ※賃貸借契約書等では申請できません。支払った額（領収書等の額）が申請費用となります。</p>
13	<p>ウィッグと胸部補整具を購入した場合は、合計額に上限額が適用されるのか。</p>	<p>それぞれに、助成率及び上限額が適用されます。</p>
14	<p>令和8年3月31日以前に購入またはレンタルした物は助成の対象となるのか。</p>	<p>対象外です。 本事業の施行は、令和8年4月1日のため、同日以降の購入またはレンタルが対象となります。</p>